

○所沢市遺児奨学条例

昭和46年4月1日条例第9号

改正

昭和50年4月1日条例第16号

昭和60年4月1日条例第10号

平成2年4月1日条例第10号

平成17年12月21日条例第33号

平成20年9月29日条例第33号

所沢市遺児奨学条例

(目的)

第1条 この条例は、不慮の災難等により保護者を失い、経済的理由により修学困難な遺児に対し、奨学金を支給し、有能な人材を育成し、併せて当該家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 前条の遺児とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 両親を失った子女
- (2) 父又は母を失った子女

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号の要件を備えているものでなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、修学意欲が旺盛であること。
- (2) 学校長が推せんしたもので、成績良好、品行方正、身体強健であること。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による高等学校、高等専門学校又はこれらに準ずる学校に入学決定又は在学中で学資の支出が困難であること。
- (4) 市内に居住する保証人があること。
- (5) 本人及びその扶養者が市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。

(受給申請)

第4条 奨学金の支給を受けようとする者は、奨学金支給申請書に学校長の推せん書を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その可否を決定し本人に通知する。

(奨学金の額)

第6条 奨学金の額は1人月額5,000円とし、毎月末その月分を扶養者又は本人に支給する。

(奨学金の支給停止)

第7条 奨学生が休学したときは、その事由の発生した翌日から、事由の止んだ月までの期間、奨学金の支給を停止する。

(奨学金支給の取り消し)

第8条 市長は、奨学生が第3条に定める資格要件を失つたときは、奨学金の支給を取り消すことができる。

2 奨学生は、その資格要件を欠くに至つたときは、市長に届け出なければならない。

(奨学金の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により奨学金の支給を受けた者があるときは、市長は既支給額の金額のうち相当と認める額を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日条例第10号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月21日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(所沢市遺児奨学条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の所沢市遺児奨学条例の規定

により奨学金を受給している者は、第2条の規定による改正後の所沢市遺児奨学条例の規定による受給の決定を受けたものとみなす。

附 則（平成20年9月29日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 第3条の規定による改正前の所沢市遺児奨学条例の規定による奨学金の支給決定は、改正後の所沢市遺児奨学条例の相当規定による奨学金の支給決定とみなす。